

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人広島大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
10	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.08.02	45,602,119	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(平成22年度以降)		
11	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.09.04	45,134,871	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(平成22年度以降)		
12	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.10.03	39,183,437	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(平成22年度以降)		
13	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.11.02	37,802,183	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(平成22年度以降)		
14	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.12.04	38,008,699	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(平成22年度以降)		
15	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	19.01.05	41,817,047	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(平成22年度以降)		
16	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	19.02.02	41,917,672	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(平成22年度以降)		
17	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	19.03.02	39,114,081	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(平成22年度以降)		
18	東広島市水道局 東広島市西条中央2-5-18	水道料・下水道使用料 (東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.04.02	18,145,349	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人広島大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
19	東広島市水道局 東広島市西条中央2-5-18	水道料・下水道使用料 (東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.06.02	19,980,047	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
20	東広島市水道局 東広島市西条中央2-5-18	水道料・下水道使用料 (東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.08.02	19,630,247	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
21	東広島市水道局 東広島市西条中央2-5-18	水道料・下水道使用料 (東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.10.02	18,927,428	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
22	東広島市水道局 東広島市西条中央2-5-18	水道料・下水道使用料 (東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.12.02	21,974,169	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
23	東広島市水道局 東広島市西条中央2-5-18	水道料・下水道使用料 (東広島キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	19.02.02	23,198,314	随意契約	供給の可能な業者が唯一で、当該業務を履行できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
24	アユミ工業(株) 兵庫県姫路市別所町家 具町60	CVD装置 一式	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.04.14	15,000,000	随意契約	当該物品を製造できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
25	(株)東京インスツル メンツ 東京都江戸川区西葛西 6-18-14	光パラメトリック発生器 一式	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.06.20	14,999,250	随意契約	国内唯一の販売代理店のため、当該物品を購入できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
26	浜松ホトニクス(株) 静岡県浜松市市野町 1126-1	APD素子(アバラン シェ・フォトダイオ ード) 8,000個	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.08.03	43,680,000	随意契約	メーカー直接販売のため、当該物品を購入できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
27	ヤマト科学(株)広島 営業所 広島市中区八丁堀11- 28	環境制御原子間力顕微鏡 システム 一式	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.09.26	14,490,000	随意契約	県内唯一の販売代理店のため、当該物品を購入できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人広島大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
28	ヤマト科学(株)広島営業所 広島市中区八丁堀11-28	原子間力顕微鏡コントローラ 一式	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.10.11	15,540,000	随意契約	県内唯一の販売代理店のため、当該物品を購入できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
29	アジレント・テクノロジー(株) 東京都八王子市高倉町9-1	高周波信号アナライザー 一式	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.09.21	13,862,520	随意契約	国内唯一の販売代理店のため、当該物品を購入できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
30	アジレント・テクノロジー(株) 東京都八王子市高倉町9-1	高周波信号発生器 一式	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.09.19	13,700,001	随意契約	国内唯一の販売代理店のため、当該物品を購入できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
31	アジレント・テクノロジー(株) 東京都八王子市高倉町9-1	シリアルパルスジェツ	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.09.19	13,700,001	随意契約	国内唯一の販売代理店のため、当該物品を購入できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		

ため(広島大学会計規則第23条第1項第1号)その他20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	契約の目的 (具体的な内容詳細に記載)	見直し結果	見直しの余地あり	競争入札に移行	備考
37	(株)紀伊屋書店広島営業所 広島市中区紙屋町1-2-2	電子ジャーナルの利用 (Blackwell online journal full collection) 一式	東広島市鏡山1-3-2 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部	18.12.15	29,902,425	随意契約	競争に付することが不利と認められたため、電子ジャーナルの利用に切り替えることとした理由(広島大学会計規則第23条第1項第3号)	見直し結果あり	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成19年度)	
38	シュプリンガーサイエンスアンドビジネスメディアビー・ブイ オランダ王国 ドルトドヒト 3311GX ヴァンコードワイクシュトラテ	電子ジャーナルの利用 (SpringerLink Information System) 一式	東広島市鏡山1-3-2 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部	18.12.01	39,493,250	随意契約	競争に付することが不利と認められたため、電子ジャーナルの利用に切り替えることとした理由(広島大学会計規則第23条第1項第3号)	見直し結果あり	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成19年度)	

n 尼適適夏里 今 黎編輯
(Sprin&奥ド ンã 権X物井式

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人広島大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
46	広島啓発工業(株) 広島市東区矢賀4-12-22	広島大学(翠)小学校校舎他空調設備工事・広島大学翠岡地構内・管・一式	分任契約担当職 広島大学施設部長 藤井 隆 広島大学施設部 東広島市鏡山1-3-2	18.08.10	23,100,000	随意契約	再度の入札をしても落札者がいないため。(広島大学工事請負契約細則1-1「工事請負契約の事務について」第4章第2.4第2項)	その他	競争入札に移行		
47	(株)桐田商会 山口県岩国市元町2-1-2	広島大学(理)研究棟D電算機械室棟空調設備改修工事・広島大学東広島地構内・管・一式	分任契約担当職 広島大学施設部長 藤井 隆 広島大学施設部 東広島市鏡山1-3-2	18.12.05	17,010,000	随意契約	再度の入札をしても落札者がいないため。(広島大学工事請負契約細則1-1「工事請負契約の事務について」第4章第2.4第2項)	その他	競争入札に移行		
48	成和産業(株) 広島市西区商工センター1-2-19	呼吸機能検査システム一式の購入	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	18.11.08	14,910,000	随意契約	県内において当該物品を購入できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第2.3条第1項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
49	シーメンス旭メディテック(株)中国営業所 広島市西区楠木町2-13-19	全身用コンピュータ断層撮影装置一式の修理	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	18.08.21	13,608,000	随意契約	当該物品を修理できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第2.3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
50	ジーイー横河メディカルシステムズ(株)広島支店 広島市安佐南区西原8-38-29-3	全身用コンピュータ断層撮影装置一式の保守	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	18.04.01	60,024,384	随意契約	当該物品を保守できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第2.3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
51	エレクタ(株) 神戸市中央区磯上通6-1-9	神経磁気計測システム一式の保守	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	18.04.01	11,219,250	随意契約	当該物品を保守できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第2.3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
52	日本電子計算機(株)営業本部 東京都千代田区丸の内3-4-1 富士通(株)中国営業本部 広島市南区段原南1-3-53	総合病院情報システム一式の借り上げ(契約変更)	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	18.04.01	722,137,500	随意契約	契約変更のため当該物品を借り上げできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第2.3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
53	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療用酸素濃縮機及び携帯用酸素ボンベの借り上げ	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	18.04.01	17,468,564	随意契約	当該物品を借り上げできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第2.3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	単価契約 40,372円
54	ジーイー横河メディカルシステムズ(株)広島支店 広島市安佐南区西原8-38-29-3	全身用コンピュータ断層撮影装置の保守	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	19.03.30	120,028,070	随意契約	当該物品を保守できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため (広島大学会計規則第2.3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人広島大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
55	エレクトラ(株) 神戸市中央区磯上通6-1-9	神経磁気計測システムの保守	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	19.03.29	11,219,250	随意契約	当該物品を保守できる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
56	(株)フェニックスバイオ 東広島市鏡山3-13-60	ヒト肝細胞キメラマウスの作製	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	18.04.05	15,750,000	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
57	広島ガス株式会社 広島市南区皆実町2-7-1	ガス需給契約	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	18.08.18	13,482,282	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
58	広島ガス株式会社 広島市南区皆実町2-7-1	ガス需給契約	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	18.09.19	16,690,637	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
59	広島ガス株式会社 広島市南区皆実町2-7-1	ガス需給契約	分任契約担当職 広島大学病院運営支援部長 西田良一 広島大学病院 広島市南区霞1-2-3	19.02.19	12,169,739	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
60	広島市水道事業管理者 広島市中区基町9-32	水道料・下水道使用料	契約担当職 広島大学財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.04.10	43,278,561	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
61	広島市水道事業管理者 広島市中区基町9-32	水道料・下水道使用料	契約担当職 広島大学財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.06.08	42,998,499	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
62	広島市水道事業管理者 広島市中区基町9-32	水道料・下水道使用料	契約担当職 広島大学財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.08.08	49,388,989	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
63	広島市水道事業管理者 広島市中区基町9-32	水道料・下水道使用料	契約担当職 広島大学財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.10.10	56,245,590	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人広島大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
64	広島市水道事業管理者 広島市中区基町9-32	水道料・下水道使用料	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.12.08	52,881,718	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
65	広島市水道事業管理者 広島市中区基町9-32	水道料・下水道使用料	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	19.02.08	47,523,449	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
66	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.05.03	30,925,964	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
67	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.06.02	32,465,024	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
68	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.07.04	36,219,249	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
69	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.08.02	38,997,671	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
70	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 高橋清夫 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.09.04	41,341,321	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
71	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.10.03	35,191,938	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
72	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.11.02	31,107,488	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人広島大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
73	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	18.12.04	29,325,898	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
74	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	19.01.05	31,542,242	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
75	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	19.02.02	33,007,434	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
76	中国電力(株) 広島市中区小町4-33	電気料(霞キャンパス)	契約担当職 広島大学 財務部長 柴田正紀 広島大学財務部 東広島市鏡山1-3-2	19.03.02	30,772,886	随意契約	当該業務を行うことのできる相手方は他に存在せず、競争を許さなかったため。(広島大学会計規則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
合計					4,473,588,009						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人広島大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
----	-------------------	---------------------------------	-----------------------------	----------	----------------	------	--------------------------------	--------	-------	------	----

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・ 緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・ 競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・ 秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・ 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・ 特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・ その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・ 見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」